

### 第3章 他者の戦争経験へのまなざし

——フィリピンの日本人戦犯問題をめぐって

永井 均

#### はじめに

一九四七年八月一日、フィリピンが対日戦犯裁判を開始した。それは、第二次世界大戦後、植民地から独立した新生国家による唯一の対日戦犯裁判であった。フィリピンは大戦中、日本軍により占領支配され、国土が激しい戦場となり、一一一万人もの人命が失われるなど、アジア最大の戦争被害国の一つだった。対日戦犯裁判は焦土の中で誕生した新興国フィリピンが取り組んだ国家的事業であった。

フィリピンの戦犯裁判について、日本では「報復」という言葉が象徴するように、否定的なイメージがつきまとう<sup>①</sup>。しかし、こうした評価は、主として日本側の資料や関係者の証言に基づいており、戦犯裁判のもう一つの主役であるフィリピン側の政策対応の考察を欠いたアンバランスな捉え方だと思われる。本稿は、戦犯裁判とその後をめぐ

フィリピン側の動向分析を通じて、かかる見方を再考する一つの試みである。それは、フィリピン国民の戦争経験を振り返り、フィリピンが「戦争の傷跡」の問題にどのように向き合ったかを考える一助ともなるであろう。

## 1 歴史的背景

フィリピンは一八九八年以来、米国の植民地だったが、一九三四年三月の独立法（タインディングス・マクダワイー法）により四六年七月の独立を約束されていた。一九三五年五月に憲法が制定され、一月にはマヌエル・ケソンを大統領とする独立準備政府（コモンウェルス）が発足するなど、戦前から独立の基盤を固めつつあった。日本軍がフィリピンに侵攻し、全土を軍事占領したのは、独立準備の最中のことであった。

フィリピン国民は日米という大国の狭間で戦禍に巻き込まれ、人生を翻弄された。日本軍は当初、「比島民衆ヲ米国ノ支配ヨリ解放シ大東亜共栄圏ノ一員トシテ比島人ノ比島ヲ建設」するためにフィリピンを占領したと喧伝したけれども、その占領支配は多くのフィリピン人にとって抑圧的で過酷なものであった。あるフィリピン人ジャーナリストは終戦直後に次のように書いている。「日本軍による侵略、そしてそれに引き続き占領は

余りにも恐ろしいものであった。日本占領時代の三年を経て、また集団拷問や集団処刑、略奪、焼き払い、強姦を経験した後には、フィリピン人は日本人をもはや人間と見ることをやめ、殺すべき相手、地球上から除去する対象として見るようになった<sup>(3)</sup>。

フィリピン人の日本人へのまなざしは、この上なく厳しかった。米軍に降伏した日本兵に対し、フィリピン人は怒りに任せて投石し、日本語で罵詈雑言を浴びせかけた<sup>(4)</sup>。憎悪の裏には、日本軍の圧政と残虐なふるまいがあったが、多くの日本人には、憤怒の理由が分からず、戸惑うばかりだった。現地住民との関係を築いていた在留邦人でさえ、日本への送還を前に、マニラ周辺で目の当たりにした光景にショックを受けた。彼の手記にはこうある。「老いも若きも顔をひきつらせて、声をかぎりに怒鳴っている。首をちぢめて、両手で耳をおさえても、罵声はあとを追ってきた。私は、こんなにも憎しみをあらわにするフィリピン人を見たことがなかった。戦前からこの地に住み、フィリピン人と親しく付き合ってきた私には、想像もできないことだった。一体誰が、一体何がこのような事態を招いたのか。私は頭を抱えてうずくまり、悲しみに身を震わせていた<sup>(5)</sup>」。

## 2 フィリピンの対日戦犯裁判

### (1) 米軍による捜査と処罰

ダグラス・マッカーサー將軍率いる米軍は、一九四四年一〇月にレイテ島、四五年三月に首都マニラを再占領するなど、フィリピン各地を奪還するとともに、日本軍の戦争犯罪の捜査に着手した。戦争犯罪支隊はマニラをはじめ、フィリピン各地の事件現場で捜査を実施し、フィリピン人もこれに協力した。捜査の対象は、日本軍による米軍捕虜やフィリピン人に対する残虐行為であった。戦争犯罪支隊が作成した報告書には、被害者の供述書や現場の写真、日本軍関係者への尋問調書などが綴られ、捜査員はこうした資料を分析し、事件の把握と容疑者の特定を進めた。事件現場はルソン島を中心とするが、ミンダナオ島やネグロス島、セブ島などフィリピン全域に及んでいた。一九四六年五月までに三一七点の捜査報告書が作成され、戦犯裁判の檢察側書証として活用された。<sup>6)</sup>

一九四五年八月、日本のポツダム宣言受諾により終戦が訪れた。連合国は同宣言第一〇項の戦犯処罰条項に基づいて戦犯裁判を開始した。フィリピンでの戦犯訴追は宗主国の手で始められた。米軍がマニラに軍事法廷を作り、日本軍の交戦法規違反を裁いたので

ある。米軍主導の戦犯裁判にフィリピン人も判事や検事、あるいは証人として参加した。<sup>(7)</sup> 米軍マニラ裁判は、一九四五年一〇月に開廷した山下奉文大将の裁判を皮切りに、フィリピン独立後の四七年四月まで実施された。一年半の期間に九七の裁判が審理され、二一五名の被告がバタアン「死の行進」など米比軍捕虜に対する虐待、あるいはマニラ市街戦での民間人虐殺など交戦法規違反の罪で起訴された。判決結果は、死刑九二名、終身刑三九名、有期刑六六名、無罪二〇名であった。<sup>(8)</sup>

## (2) フィリピンの戦犯政策と体制

一九四六年七月にフィリピンは独立するが、その後も米軍はマニラでの戦犯裁判を続けた。独立国の主権を侵害しかねない裁判の法的正当性への疑義が、米軍当局をして裁判権のフィリピン移管の検討を促した。移管問題は米軍からフィリピン側に打診され、一九四七年二月のフィリピン閣議でマヌエル・ロハス大統領から閣僚に提議された。<sup>(9)</sup>

フィリピンには当時、三〇〇名余りの容疑者がおり、米軍の打診を断れば、彼らを裁判にかけることなく無罪放免するか、米軍にその処理を委ね、例えば米軍横浜裁判で裁いてもらうことになっていただろう。審議の結果、フィリピン政府は戦犯裁判を自ら実

施することに決定し、米側に裁判権を引き継ぐ意思を伝えた。<sup>(10)</sup> かくして、一九四七年七月末に戦犯裁判計画を主管する国立戦争犯罪局（NWCO）が新設され、米軍から容疑者と捜査記録の移管を受け、新生国家による戦犯裁判の準備が整った。<sup>(11)</sup> 米軍はフィリピン側の要請で、法律スタッフや施設の提供、被告の拘禁や移送など、裁判遂行の側面支援を約束した。<sup>(12)</sup>

裁判権の移管当時、フィリピン国内には反日感情が渦巻いていた。かかる状況下、フィリピン政府は、復讐や報復ではなく、国際法の諸原則に準拠した公正な裁判を追求した。ロハス大統領はフィリピン国民に戦犯裁判の意図を次のように説明している。

人類と後世に対して、我々は大きな責任と義務を負っている。改めて説明するまでもない、誰もが知る残虐行為の被害者である我々は、正義という言葉の民主的な意味を十分に踏まえて処罰を下す態勢のもと、世界に相對している。我々に暴虐を加えた人々に対してさえ、我々の立憲政治の必要条件を該当させると示す態勢は整っている。国際法が定める全ての権利、公平かつ道理に則した迅速な裁判を受ける権利、戦犯の利益になる参考人を召喚する権利、資格ある弁護人を代理に立てる権利、そして再審の権利を戦犯に与えて裁判を実施する態勢が整っている。我々に暴虐を

加えた者に対してこれらの諸権利を与えることで、この非常に重要な任務を成し遂げた暁には、罪なき者が罰せられたなどと言われることはないだろう。<sup>(13)</sup>

当時、フィリピン国民の間には、戦争中に横行した、法の適正手続きなき日本軍の暴力に鑑みて、日本人戦犯を裁判にかける必要はない、とする考えも少なくなかったが、<sup>(14)</sup> フィリピン政府は報復感情を抑え、国家の威信と国民の能力を内外に示すべく、法の下での正義の実現を図ろうとした。ロマン・オザエタ司法長官も大統領の意を汲んで、裁判関係者に対し、「公平で正当な」裁判になるよう努力せよ、と訓示した。<sup>(15)</sup> 戦犯裁判計画の責任者である軍法務総監フレッド・カストロ少佐がラジオ番組で語ったように、日本人戦犯を訴追し、裁くことは、フィリピン国民にとって紛れもない挑戦であり、その訴追は、公平性と正義に対するフィリピン人の度量を測る試金石であった。公平さと正義を保つことは容易ではないが、「我々が、法の適正手続き<sup>(16)</sup> (due process of law) の権利や我々に保障されている権利を持つ同じ人間として日本人戦犯を扱うことで、かかる任務は達成される」。カストロは、戦犯裁判計画の本格始動を前に、ここの抱負を述べた。<sup>(16)</sup>

一九四七年七月二九日、ロハス大統領は大統領命令第六八号を発し、NWC Oを設置するとともに戦犯裁判に関する規程を制定した。裁判規程に基づき、戦争犯罪人として

訴追された者は、フィリピン大統領、またはその授権の下に召集された軍事委員会の裁判に付されることになった。軍事委員会は戦争の法規、慣例違反について管轄権を有するものとされた。被告には「召集官の任命した弁護士、もしくは自己の選任した弁護士」により弁護を受ける権利を保障され、裁判書類は日本語に翻訳の上、被告に手交された。<sup>(17)</sup>

裁判の遂行に際し、フィリピン政府が重視したのは弁護人の問題である。裁判権移管問題を審議した際、ロハス大統領は、フィリピン国民の厳しい対日感情に鑑みて、戦犯を弁護するフィリピン人弁護士の確保は困難だと懸念した。そこで、弁護士資格など国内法上の障害があっても、日本人弁護士を出廷させ、弁護に当たらせる案を示唆した。<sup>(18)</sup>

その結果、一〇名余りの日本人弁護士がマニラに派遣され、戦犯の弁護を始めた。だが、一九四七年一月に日本人弁護士とフィリピン人検事の間で暴力沙汰が起き、日本人弁護団が日本に送還され、代わりにフィリピン国軍から法律的素養のあるフィリピン人将校が弁護人に選任された。<sup>(19)</sup> フィリピン人弁護士が「任務として」戦犯の弁護を始めると、すぐに「全国的な批判」にさらされ、「売国奴」や「対日協力者」といった言葉を投げつけられた。彼らは同胞から非難を受けながらも、耐え忍んで日本人の弁護を全うすべく努めた。<sup>(20)</sup> 公判中、フィリピン最高裁判所に戦犯裁判の無効を提訴さえした。<sup>(21)</sup>

### (3) 裁判の展開と結果

フィリピンの対日戦犯裁判は一九四七年八月一日に始まり、最後の判決が出る四九年一月二八日まで続けられた。二年半の間に七三の裁判が開かれ、一五一名の被告が裁かれた。<sup>(22)</sup> 被告の約八〇%が陸軍将兵で、軍司令官から一等兵までが含まれる。その他の被告は海軍の将兵、および通訳など民間人であった。裁判には、わずか二日で判決に至るケースもあれば（多くが罪状認否で有罪を認め、有罪を宣告）、被告が一〇名以上の集団裁判のように七カ月を要するものもあり、公判期間は様々であった。起訴内容はフィリピンの民間人への残虐行為が多数を占め、特に殺人事案が多く、虐待と強姦がこれに続いた。<sup>(23)</sup>

裁判には、(1) 捕虜の虐待や民間人の大量虐殺について指揮官責任などを問われた高級将校のケース、(2) 拷問や殺害を行った憲兵隊のケース、(3) 民間人の大量殺害、あるいはゲリラ討伐戦におけるゲリラ容疑者の殺害に直接関与した下級兵士のケース、および(4) 事件や被告をめぐるフィピン国民の注目を集めたケースなどがあった。<sup>(24)</sup>

特色あるケースには、対日協力を拒んで日本軍に処刑された最高裁長官ホセ・アバド・サントス殺害事件や、終戦後にミンダナオ島で起きた人肉食事件を扱った裁判などが含

まれる。

判決結果を見ると、被告の九一%が有罪を宣告され、無罪は九%にとどまった。被告の五二%に死刑が宣告されたように、峻厳な裁判であった。<sup>(26)</sup> フィリピン以外の対日戦犯裁判実施国（米英中仏蘭豪の六カ国）の裁判での死刑率約二二%と比べても、その厳しさは際立っていた。<sup>(27)</sup> 厳罰理由を、根拠をもって示すことは難しいが、殺人や強姦など重大犯罪が訴追の中心であり、フィリピン人の加罰感情も作用し、厳罰化が進んだのかもしい。

### 3 戦犯受刑者の扱い

#### (1) ニュービリビッド刑務所

有罪宣告を受けた日本人戦犯は、当初は米軍の管理下に置かれ、マニラ東方の高台にあったマンダルーヨンの米軍施設に収監されたが、一九四八年六月に死刑囚がニュービリビッド刑務所（NB P）に移送、一二月に残りの有期・終身刑および未決囚・容疑者もNB Pに身柄を移された。ここに戦犯の勾留・拘置の権限はフィリピン政府に移った。<sup>(28)</sup>

NB Pはマニラ南方のモンテンルパにあり、スペイン統治時代から使われてきたマニ

ラのビリビッド刑務所（通称オールドビリビッド）が手狭になったため、一九四〇年一月に新設された国内最大の監獄である。構内には司法省刑務局の本部も置かれた。日本人戦犯はNBPで約七〇〇〇人のフィリピン受刑者と共同生活を送ることになった。

## （2）「寛大な」処遇

一九四八年二月一日、NBPに到着した戦犯受刑者を前に、刑務局長エリベルト・ミサが挨拶し、所内の規則を遵守するよう伝える一方、刑務所では虐待を受ける心配はなく、フィリピン人受刑者同様、「諸君も収監生活を楽しめると思う」と話した。<sup>29</sup> アルフレド・ブニエ刑務所長も、「運命の命ずる所、諸君は当監獄に入られた、気の毒に思う」と日本人に語りかけ、「独立比島国家の体面を以て諸君の取扱いに注意する」と伝えた。<sup>30</sup> フィリピン刑務当局は、国家の威信をかけて戦犯受刑者の処遇に当たると宣言したのである。ロハス大統領の急死により、一九四八年四月に副大統領から昇格したエルピデオ・キリノ新大統領―彼自身、戦争中に妻と三人の子供を日本軍に殺されていた―も、刑務当局に対し、「日本人囚人は特に待遇に気をつけるように」と命じた。<sup>31</sup>

実際、日本人戦犯は寛大な処遇を受けた。日に三度の食事を提供され、看守の暴力も

なかった。死刑囚には労務が課されず、有期・終身刑の受刑者も炊事や刑務局長邸の庭園の手入れなど軽微な労務だけで、日中は獄舎を自由に散策できた。刑務当局はまた、戦犯の要望を受け入れ、任期満了のため一九五〇年三月に帰国予定だった教誨師がNBPで居住することを許した。ブニエ所長が身元保証人を引き受けた。所長自身、父親を日本軍に殺された経験を持つていたが、「戦争は終わったのだから、たとえ日本兵であつても人間らしく扱うべきだ」との考えに立ち、戦犯受刑者に終始親切に接した。日本人が、ブニエ所長を自分たちの「最もよき理解者であり同情者」と感じたのも頷けよう。<sup>(32)</sup>

### (3) 死刑の執行

軍事委員会が宣告した判決と量刑は、再審査委員会（三名以下の将校で構成）による審査に付され、フィリピン国軍の参謀総長がその報告書と裁判記録を吟味し、承認するまで執行してはならなかった。興味深いのは、死刑と終身刑の判決に限っては、上述の審査過程に加え、「フィリピン共和国大統領が確認するまでは執行してはならない」と規定されていたことだ。<sup>(33)</sup> この規定は極めて重要である。というのも、死刑執行について、米軍マニラ裁判では連合軍最高司令官（マッカーサー元帥）が確認官だったが、フィ

リピンの場合、国家元首が処刑の最終責任を負うとしているからである。つまり、刑執行の最終決定に、高度な政治判断が作用する可能性が示唆されていたのであり、フィリピンが死刑執行に慎重姿勢で臨む制度的枠組みが示されていた。

ただ、刑執行への慎重姿勢やNBPでの寛大な処遇をもって、フィリピンが戦犯死刑囚に手心を加えたと即断すべきではない。大統領は死刑事案の処理に時間をかけながら（司法長官も死刑事案の再審査報告書に目を通した<sup>34</sup>）、刑の執行を決断したのである。

死刑囚七九名のうち、一七名がNBPに特設された絞首台で絞首刑に処された。フィリピンでは当時、死刑は電気椅子で執行されていたが、戦犯裁判の場合、米軍がマニラ裁判で採用した絞首刑、もしくは銃殺刑が踏襲された。

被処刑者は階級の高い順ではなく、概ね判決順に刑を執行された<sup>35</sup>。処刑されたのは三十一歳から五一歳までで、将官や佐官級は一人もおらず、その下の尉官が八名（最高位は大尉）、准尉一名、下士官六名、兵二名（最下級は上等兵）という内訳だった。処刑されたのは下級将校と下士官・兵など、総じて戦場で作戦を遂行する階級の低い者ばかりであった。

最初の処刑（一九四八年八月）は判決から九カ月後で、続く二番目、三番目（ともに

四八年十一月）がそれぞれ一カ月、九カ月、そして四番目から最後の<sup>(36)</sup>一七番目までの一四名の集団処刑（五一年一月）には、判決から二年七カ月もの歳月を要した。

このように、一七名の死刑囚は刑の宣告後、九カ月から二年七カ月を経て<sup>(37)</sup>処刑された。米軍マニラ裁判では、最初の<sup>(37)</sup>一七名が一カ月半から五カ月半までに<sup>(37)</sup>処刑され、東京裁判では判決後わずか一カ月で刑が執行された事実から、フィリピンが刑の執行に慎重だったことが分かる。加えて、死刑執行率を見ると、フィリピン以外の連合国六カ国の戦犯裁判では約八〇%だったのに対し、フィリピン主管のそれは約二〇%にとどまった。<sup>(38)</sup>ここからも、フィリピンが死刑執行に抑制的だったことが窺えよう。

#### 4 キリノ大統領の恩赦決定

##### (1) 冷戦と対日融和の模索

一九四六年に独立したとはいえ、フィリピンは戦争で人的・経済的に大打撃を受けており、復興には米国からの財政支援が不可欠だった。米国は一九四六年四月に、約六億三〇〇万ドルの戦災補償を規定したフィリピン復興法を成立させ、その抱き合わせで、米国に特恵的な貿易を保障するフィリピン通商法（ベル通商法）を成立させた。安

全保障面でも、植民地時代の軍事的関係が維持された。一九四七年三月、比米軍事基地協定と比米軍事援助協定が結ばれ、米軍基地の九九年間の無償貸与、およびフィリピン国軍の整備・育成のために米軍事顧問団の設置が決まった。このように、フィリピンは独立後も米国の強い影響下に置かれ、対外政策についても米国要因は無視しえなかった。<sup>(39)</sup>

終戦後の中国大陸での国共内戦、朝鮮半島における二つの国家の樹立を経て、一九四九年一〇月に中華人民共和国が建国され、翌五〇年六月に朝鮮戦争が勃発するなど、ヨーロッパの冷戦は熱戦という形でアジアに波及した。民主主義陣営のフィリピンは、財政面と安全保障面で米国に依存していたこともあり、元宗主国の対日政策を意識しながら日本への対応を図った。社会主義圏の「封じ込め」政策を推進する米国は、日本の占領方針について、一九四八年一〇月に米国家安全保障会議（NSC）が採択した「米国の対日政策に関する勧告」（NSC二二二二）に基づき、「非軍事化と民主化」という従来の改革路線から日本の経済復興、国際社会への復帰に力点を移した。

他方、フィリピンでは戦争の記憶がまだ生々しく、対日関係の早期再建には強い抵抗感があった。米国は、日本の国際社会への早期復帰を促したが、フィリピンはこれに異を唱えた<sup>(40)</sup>。国内を覆う強い反日感情のために、日本人のフィリピン入国を拒否する有

様だった。<sup>(41)</sup> キリノ大統領その人も、戦争中に妻子を日本軍に殺され、日本人を見れば「生きてきたまま飲み込んでしまいたい」ほどの憎しみを抱いていた。<sup>(42)</sup>

しかし、日本が民主主義陣営であり、将来の国益を見すえて日本との経済交流の再開を予想し、また同じ太平洋に位置する日本を消すことも、大西洋に移すこともできない地政学上の宿命から、<sup>(43)</sup> キリノは日本との共存を模索し始める。一九四七年、比日両国は連合国軍最高司令官（SCAP）の管理下で貿易を再開し、四九年以降、日本は戦前同様、フィリピンの対外貿易相手国第二位という重要な貿易相手国になった。<sup>(44)</sup> こうした現実を見すえ、キリノは一九四八年一月、日本に準外交機関（在日フィリピン代表部）を設置し、五〇年五月にはSCAPとの貿易金融協定を介して日本とのバーター貿易に乗り出した。<sup>(45)</sup>

その後、対日講和が現実味を帯び、また最大関心事の賠償条項（当時、フィリピンは賠償額八〇億ドルを主張していた）が条約草案に入ったことを受けて、キリノ政権はサンフランシスコに代表団を派遣し、一九五一年九月に講和条約に署名した。「賠償なくして批准なし」の立場を取る野党の反対で批准こそ見送られたが、講和後、キリノ政権は対日関係の改善に向けて大きく舵を切った。キリノは一二月、極東キリスト教会評議会

の総会参加者をマラカニアンに招き、特に日本の代表に向けて、自分は家族を殺した日本人への憎しみを神への信仰によって取り除くよう努め、日本人を「隣人」として受け入れたい旨を語った。<sup>(46)</sup> 一二月下旬には戦犯の中で最高位の黒田重徳元中将（終身刑）に恩赦を与え、翌一九五二年一月末、マニラで賠償交渉に臨む日本の代表を大統領官邸（マラカニアン宮殿）に招いた。一〇月末には、戦後初めてとなる日本の外交機関（在外事務所）をマニラに設置することを許可した。冷戦と地政学的関係の現実を直視し、隣国との良好な関係作りを求めて、キリノは対日融和政策を少しずつ推し進めていった。

## （2）戦犯問題の政治化

キリノ大統領の戦犯問題への対応は、冷戦の国際環境やフィリピン政府の対日政策を考慮したものであった。<sup>(47)</sup> 旧宗主国の米国は、フィリピンの戦犯受刑者の処遇について不介入の立場を取っており、例えば一九五一年一月の一四名の処刑直後、米国人から寄せられた戦犯死刑囚の助命の訴えに対しても、米國務省は、フィリピンの日本人戦犯の問題はフィリピン軍事法廷の専権事項であり、戦犯への恩赦はフィリピン大統領が独自に判断する案件ゆえ、米国はこの問題について介入すべきではない、との立場を鮮明に

した。<sup>(48)</sup> 日本人戦犯の運命は、フィリピン大統領の手に委ねられていたのである。

キリノ大統領の戦犯政策に大きな影響を与えたのは、一九五一年一月の一四名の処刑直後の日本側の反応であった。キリノは、戦争中の残虐行為に対しては、国際法違反として極刑で臨み得るとするニュルンベルク原則を支持する立場から、<sup>(49)</sup> 一四名の死刑執行命令書に署名したものと推察される。だが、この処刑が日本社会に与えた衝撃はこの上なく大きかった。前回の処刑（一九四八年一月）後、二年余りも執行がなく、講和も間近だと考えられていたから、突然の、しかも大規模な処刑に日本人はショックを受けたのである。

集団処刑後も、NBPには約六〇名の戦犯死刑囚が残されており、日本国民は彼らを救うべく、マラカニアンに大量の助命嘆願書を送り始めた。日本側の猛烈な助命運動は、キリノにとって予想外だったに違いない。一九五一年二月、政府スポークスマンを通じて、戦犯死刑囚の事案を個別に審査し、減刑の余地を検討する意向を表明した。<sup>(50)</sup> 当時、キリノは次のようにも語っている。「日本政府及戦犯者家族より死刑囚の大赦減刑に関する嘆願書が来てゐるが、之については一括減刑する等のことは出来ないが、各個人の個々のケースについて慎重研究する<sup>(51)</sup>」。大統領が戦犯の死刑執行について言及するのは異例

で、日本からの嘆願書の大量送付という事態に接し、キリノが戦犯問題の政治的影響を看取したことを示唆する。大統領秘書の後年の説明によれば、キリノは同時期（一九五一年二月）に死刑執行の停止を決定した。<sup>(52)</sup>

### （3） 恩赦の決定

一九五一年二月以降、キリノ大統領は戦犯死刑囚の刑の執行を見合わせ、日本への送還問題を検討し始めた。一九五二年七月、面会した日本の参議院議員に、「自分たちは決して戦犯者の命を取ろうなどとは思っていない。適当な時機を見て日本に帰すつもりである。ただ国民感情から早急にやることは却ってまずい。私が責任を持って徐々に日本に帰すから」と話したように、<sup>(53)</sup> 戦犯処理に際してはフィリピン国民の対日感情への配慮が不可欠だった。特に、次期大統領選（一九五三年一月）が近づくにつれ、世論動向に敏感にならざるをえなかった。<sup>(54)</sup> それゆえ、一九五一年二月に松崎秀一元憲兵中佐（有期二〇年）に初めての恩赦を与え、同年一二月に黒田元中將（終身刑）、そして五二年二月に喜多平次元憲兵中尉（有期一七年）に恩赦を言い渡したように、<sup>(55)</sup> 死刑囚以外の、ごく少数の限定的恩赦を実施し、世論動向を見極めようとしたのであろう。

キリノは対日融和の模索を少しずつ続け、一九五三年六月二七日、ついに日本人戦犯全員の恩赦を決断する。七月六日に比日外交当局間で取り交わされた交換公文（七月四日付）によれば、その内容は「日本国政府が戦争犯罪に関するフィリピン軍事法廷の裁判を受諾する」こと、終身・有期刑四九名は特赦・釈放、死刑囚五六名は終身刑に減刑の上、日本の刑務所で服役する、というものであった。特赦・釈放者には「フィリピンを去り、且つ、同国に帰らないこと」の宣誓を条件に課した<sup>(56)</sup>。

なぜ、キリノ大統領は恩赦に踏み切ったのだろうか。日本人教誨師がキリノ大統領に謁見した際（一九五三年五月）、渡辺はま子が歌った「あ、モンテンルパの夜は更けて」のメロディ入りのオルゴール写真真帳を贈り、その音色と歌の来歴に感動した大統領が恩赦を決断したという見方もあるが、事情はもう少し複雑だったであろう。

第一に、恩赦の背景には、キリノの対日融和政策があり、それは冷戦の国際環境と米国の対日占領政策の転換によってもたらされたものであった。

第二に、大統領選と賠償問題も恩赦の決断に作用した。恩赦決定の直後（六月二九日）、フェリノ・ネリ外務長官代理は中川融在外事務所長に次の如く語っている。「今回の特赦をするに至ったキリノ大統領の真意は、キリスト教的人道主義に出づるものであるが、

同時に今回の挙が、日本国民の対比感情を和らげ、日比間の懸案、特に賠償問題の解決に好ましい影響を与えることを期待している次第である。……大統領としては賠償問題は極力大統領選挙前に片付け、国民に対し自分の功績として示したい希望を有して居り、従つて急速に取運ぶ要がある<sup>(58)</sup>。キリノは選挙を前に、戦犯恩赦により賠償交渉における日本側譲歩を引き出したい意向であつた。原則として年四回実施される恩赦（新年と七月四日の独立記念日、十一月一六日の大統領誕生日、そしてクリスマス）のうち、大統領選を前にした時、独立記念日のタイミングしかなかったのだろう。六二歳のキリノは病身で（六月には歩行困難となつていた）、四五歳の気鋭の対抗馬ラモン・マグサイサイに遅れをとつていたから、戦犯釈放に「政治上の危険」を感じつつも、起死回生を図つたとも考えられる<sup>(60)</sup>。

第三に、将来の比日友好を見すえ、憎しみの連鎖を断ち切るという大統領自身の信念も恩赦決定の原動力となつた。七月五日、キリノは、米ジョンズ・ホプキンス病院で記者会見に応じ、次のような声明を発表している。

私はフィリピンで服役している日本人戦犯に対し、フィリピン議会の承認を必要とする大赦としてではなく、特赦を与えた。私は日本人から妻と三人の子供、そして

さらに五人の家族を殺された者として彼らの特赦する最後の一人となるだろう。私は自分の子孫や国民に、我々の友となり、我が国に永く恩恵をもたらすであろう日本人に対し、憎悪の念を残さないために、この措置を講じたのである。結局のところ、日本とフィリピンは隣国となる運命なのだ。<sup>(61)</sup>

キリノは、戦争中に妻子を日本軍に殺された体験に触れ、フィリピンにとって日本との共存は地政学上、不可避であること、両国の友好はフィリピンの国益にかなうものであること、関係再建のためには憎しみの連鎖を断ち切る必要があることを述べ、フィリピン国民に理解を求めた。大統領声明は七月五日付のプレスリリースとして米国からマラカニアンに打電され、翌六日にフィリピン国内で報じられた。<sup>(62)</sup>キリノは翌七日、手術の直前に病軀をおしてラジオ番組に出演し、「日本人に向けて」恩赦の真意を語った。彼は先の声明を読み上げるとともに、「私は、キリスト教国の長として、自らこのような決断をなしたことを幸せに思う。私を突き動かした善意の心が人間に対する信頼の証しとして、他者〔日本〕の心の琴線に触れることになれば本望である」と述べた。<sup>(63)</sup>

キリノが議会の承認を必要とする大赦 (amnesty) でなく、特赦 (pardon) を選んだこと、恩赦に際して特赦・釈放者に再入国禁止という異例の条件を課し、また戦犯全員

に一律に特赦を与えず、特赦・釈放組と減刑・巣鴨服役組に分けたこと、米国から声明を發し、国民の理解を求めたことは、フィリピン国民や議会の反發を避けるための保険と見てよからう。国民のコンセンサスを得ることが難しい中、キリノは大統領として、隣国との関係を憎しみから融和に転換する政治決断をしたのである。

## おわりに

一九五三年七月一五日、日本人戦犯一〇八名は白山丸でマニラ港を離れ、一週間後の二二日に横浜港に到着し、留守家族や刑死者遺族など多くの人々が歡喜で迎える中、数年ぶりに祖国の土を踏んだ。NBPで処刑され、土葬されていた一七名の遺体も、フィリピン政府の特別許可により発掘され、茶毘に付して遺族のもとに届けられた<sup>66</sup>。

特赦を受けた元有期・終身刑の者は横浜で釈放され、終身刑に減刑された元死刑囚はそのまま巣鴨刑務所に移送、収監された。その後、一月一〇日の大統領選では、マゲサイサイが圧倒的勝利で現職のキリノを破った。任期満了当日の一二月三〇日、キリノは大統領の最後の仕事として、巣鴨で服役中の五〇名余りのフィリピン関係戦犯全員に恩赦を与えて釈放した。二度とフィリピンに戻らないことが条件だった<sup>66</sup>。一九四七年八

月以来、六年にわたってフィリピンが取り組んできた戦犯裁判計画は、ここに終わりを告げた。

これまでの考察から、フィリピンの対日戦犯政策の特徴を次のように指摘できる。

第一に、戦争中の残虐行為について、フィリピンは法の下で正義を実現しようと試みた。法に基づく正義の追求は、責任者の処罰だけでなく、戦争被害の公的認知をも目指し、もって比日間の不公正な関係を正そうとする営みであった。第二に、フィリピンは新生国家として、終戦直後から他の連合国が遂行してきた戦犯処罰計画の流れに加わり、民主的で公正な裁きの実現を通して、国家の威信と国民の能力を内外に示そうとした。第三に、戦犯に対する寛大な処遇や死刑をめぐる慎重姿勢、最終局面での恩赦に見られるように、フィリピンの戦犯政策は日本との関係再建を志向するものだった。

このように、フィリピンの対日戦犯政策は正義と威信、旧敵との関係回復という三つの柱を基調とし、国交回復（一九五六年七月）までの移行期の中で、日本軍がなした不正義に対処し、併せて戦後比日関係の再構築を模索した過程であった。それは、新生国家の指導者が「裁き」と「赦し」の狭間で、葛藤しながら描き出した関係再建のグラウンドデザインだったのである。

「付記」本稿は、二〇一五年六月二六日に開催された広島市立大学広島平和研究所主催「連続市民講座」での報告をもとに、新たな資料と知見を加えて成稿したものである。関連文献として、永井均『フィリピンと対日戦犯裁判』（岩波書店、二〇一〇年）、同『フィリピンBC級戦犯裁判』（講談社、二〇一三年）も併せて参照されたい。

## 註

- (1) 伊藤正康「フィリピン軍による戦犯裁判」（『戦争裁判 処刑者一千』別冊歴史読本第二二一三号、一九九三年八月）九六頁。
- (2) 渡集団軍政監部編『軍政公報』第一号（マニラ日日新聞社、一九四二年三月）二頁。
- (3) Teodoro M. Locsin, “Day of Reckoning” (*Philippines Free Press*, 17 Jan. 1948), p. 18.
- (4) Interview with Armando V. Gatmaitan, 11 Feb. 2015, Makati City.
- (5) 大沢清『フィリピンの一日日本人から』（新潮社、一九七八年）一八八頁。
- (6) 永井均『フィリピンと対日戦犯裁判』（岩波書店、二〇一〇年）二一―二八頁。
- (7) Fred R. Castro and Guillermo S. Santos, “A Report on War Crimes Trials in the Philippines” (*The Lawyers Journal*, Vol. XV, No. 10, 31 Oct. 1950), p. 472.
- (8) “Statistics of U. S. War Crimes Trials in All Theaters as of 30 September 1948,” Box

- 9, Entry 146, RG153, Records of the Office of the Judge Advocate General (Army), National Archives at College Park, MD, USA (hereafter NACP).
- (9) Minutes of the 67th Meeting of the Cabinet, 18 Feb. 1947, General Miscellany, Series IV, Box 7, Manuel Roxas Papers, University Archives, University of the Philippines, Diliman.
- (10) Elpidio Quirino to Paul V. McNutt, 12 Mar. 1947, Legal Section (LS) Papers, GHQ/SCAP Records, microfiche, LS-10036 (国立国会図書館蔵書資料室所蔵).
- (11) Nicanor Maronilla-Seva, “The Law of War and Philippine War Crimes Trials” (Thesis presented for the Degree of Bachelor of Science in Foreign Service, School of Foreign Service, Adamson University, Manila, 1950), pp. 88-90.
- (12) LS to Chief of Staff, 6 May 1947; R. M. Levy to Commanding General, PHILRYCOM, “War Crime Trials in Manila,” 5 July 1947, LS Papers, LS-10036.
- (13) *Manila Bulletin*, 30 July 1947.
- (14) Carmen G. Cruz, “Justice, Not Retribution” (*The Evening News*, 9 Aug. 1947), p. 7.
- (15) Telecon Conference, 31 July 1947, p. 7, Manila Telecon File, Box 1353, Administrative Division, Legal Section, RG 331, GHQ/SCAP Records, NACP.
- (16) *The Manila Times*, 8 Aug. 1947.

- (17) Executive Order No. 68, 29 July 1947 (Republic of the Philippines, *Official Gazette*, Vol. 43, No. 9, Sept. 1947), pp. 3547-3553.
- (18) Minutes of the 67th Meeting of the Cabinet, 18 Feb. 1947, op. cit.
- (19) 永井均「手紙は時空を超えてーフィリピンBC級戦犯裁判の裏面史」(『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第一七巻第二号、二〇一五年三月) 一―二頁。
- (20) *Manila Bulletin*, 15 Jan. 1948; Interview with Nina L. Roseta, 21 Nov. 2012, Quezon City.
- (21) *Bulletin of the Judge Advocate General of the Armed Forces of the Philippines*, Vol. III, No. 1, Mar. 1949, pp. 24-26.
- (22) Guillermo S. Santos, "Report on the War Crimes Program of the Philippines" (*Philippine Armed Forces Journal*, Vol. IV, No. 2, Jan. -Feb. 1951), p. 27.
- (23) 永井均『フィリピンBC級戦犯裁判』(講談社、二〇一三年) 八二―八六頁。
- (24) Ricardo T. Jose, "The Philippine War Crimes Trials, 1947-1949" (*Remembering World War II in the Philippines*, Vol. II, Manila: National Historical Institute, 2007), pp. 72-73.
- (25) 永井均「人生の海のあらしに―ある元軍医の終わらない戦争」(『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第九巻第一号、二〇〇六年七月) 一―二頁。

- (26) Santos, "Report on the War Crimes Program of the Philippines," op. cit., p. 27.
- (27) 前掲、永井『フィリピンと対日戦犯裁判』二二二頁。
- (28) *The Manila Times*, 4 June, 2 Dec. 1948.
- (29) *Ibid.*, 2 Dec. 1948.
- (30) 憲兵中尉■「モンテン戦犯獄中日記『真珠の涙』別冊(抜粋)」一九四八年二月二日条〔平11法務07016-100〕国立公文書館所蔵。
- (31) 中川融在外事務所長より岡崎勝男外務大臣宛電報「在モンテルパ戦犯服役者の生活状況に関し報告の件」一九五二年二月一日(『講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国の態度並びに措置関係 フィリピンの部』第一卷「第一四回公開外交記録D.1.3.0.3-1-1」外務省外交史料館所蔵。以下、『フィリピンの部』と略記)。
- (32) 永井均「寛容が生みだす平和—アルフレド・ブニエの遺産」(『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第一三卷第三号、二〇一一年三月)四—五頁。
- (33) Executive Order No. 68, op. cit., V. h.
- (34) *The Manila Times*, 9 July 1948.
- (35) 前掲、永井『フィリピンBC級戦犯裁判』一七五、二七二頁。
- (36) 前掲、永井『フィリピンと対日戦犯裁判』二二四頁。
- (37) Headquarter of PHILRYCOM Prison Division, Manila Provost Marshal Command,

- “Master Roster of Executed War Criminals,” n. d., LS Papers, LS-40340.
- (38) 前掲、永井『フョリピンと対日戦犯裁判』一二三三—一二三四頁。
- (39) See K. V. Kesavan, “The Attitude of the Philippines Towards the Japanese Peace Treaty” (*International Studies*, Vol. 12, No. 2, Apr. 1973); Takushi Ohno, *War Reparations & Peace Settlement: Philippines-Japan Relations 1945-1956* (Manila: Solidaridad Publishing House, 1986).
- (40) *Nippon Times*, 22, 26 Sept. 1949.
- (41) George H. Blakeslee, *The Far Eastern Commission: A Study in International Cooperation, 1945-1952* (Washington DC: USGPO, 1953), p. 96.
- (42) *The Manila Times*, 6 May 1948.
- (43) Thomas H. Lockett to William J. Sebald, 7 June 1948, Records of the Foreign Service Posts of the Department of State, microfiche, FSP-225 (国立国会図書館憲政資料室蔵).
- (44) *The Daily Mirror*, 29 June 1953.
- (45) *The Manila Times*, 8 Nov. 1948; *Pacific Stars and Stripes*, 11 Nov. 1948; *Nippon Times*, 17 Nov. 1948; Enrique D. Bautista, “Postwar Japan-Philippine Trade,” *Minisphil Tokyo Fortnightly*, Vol. 1, No. 1, pp. 9-10.

- (46) “Extemporaneous remarks of President Elpidio Quirino at the tea he gave in honor of the delegates to the International Council of Christian Churches Conference, Malacañan Palace, December 1, 1951” (*Official Gazette*, Vol. 47, No. 12, Dec. 1951), pp. 6085-6087.
- (47) Raymond T. Yingling to Jay L. Bush, 13 Oct. 1949, Box 3630, RG 59, Central Decimal Files, 1945-1949, Records of the Department of State, NACP.
- (48) PSA to Herbert H. Lehman, 20 March 1951, Box 3023, RG 59, Central Decimal File, 1950-1954, NACP.
- (49) Teodoro Evangelista to Domingo C. Bascara, 10 Feb. 1951, Box 2, Andrew N. Nelson Collection, Center for Adventist Research, James White Library, Andrews University, Michigan, USA.
- (50) *Nippon Times*, 13 Feb. 1951: 『朝日新聞』一九五一年二月一三日、一九日付。
- (51) 「比島より帰還せる■中佐の談話要旨」一九五一年三月三〇日（『本邦戦争犯罪人関係雑件』第三卷「第一四回公開外交記録D:1.3.0.1」外務省外交史料館所蔵）。
- (52) Juan Collas to Tatsuo Kano, 8 July 1953, 加納美術館所蔵。
- (53) 『毎日新聞』一九五二年七月三〇日付。
- (54) 中川在外事務所長より岡崎外務大臣宛書簡「在比日本戦犯受刑者に関する件」一九五二

- 年一二月二二日（前掲『フィリピンの部』第一巻）。
- (55) 前掲、永井『フィリピンBC級戦犯裁判』一七七一―一七九、一八一―一八二頁。
- (56) 「フィリピン外務大臣臨時代理から在フィリピン日本政府在外事務所長宛書簡〔一九五三年七月四日付〕（邦訳）」（前掲『フィリピンの部』第一巻）。
- (57) 例えば、NHKハイビジョン特集「モンテンルパの夜はふけて―渡辺はま子と戦犯たちの物語」（二〇〇四年八月二日放映）、フジテレビ「戦場のメロディー―〇八人の日本人兵士の命を救った奇跡の歌」（二〇〇九年九月二二日放映）参照。
- (58) 中川在外事務所長より岡崎外務大臣宛電報「比島戦犯釈放に関する件」一九五三年六月二九日（前掲『フィリピンの部』第一巻）。
- (59) *The Manila Times*, 29 June 1953; A. S. Halford to J. A. Pilcher, 30 June 1953, FO 371/105444, The National Archives, Kew, UK.
- (60) 中川在外事務所長より岡崎外務大臣宛電報「米比軍在郷軍人代表団の渡日に関する件」一九五三年六月三日（前掲『フィリピンの部』第一巻）。なお、キリノ政権周辺に対する日本側の買収工作を含む強い働きかけも、大統領の決断を促したと考えられる（「比島関係戦犯問題裏面史の一端」一九六七年一月一二日、靖国偕行文庫所蔵）。
- (61) Press Release, Baltimore, 5 July 1953, Folder 1, Box 125, Elpidio Quirino Papers, Filipinas Heritage Library, Ayala Museum, Makati City, Philippines.

- (62) *The Daily Mirror*, 6 July 1953; *The Manila Times, Manila Bulletin*, 7 July 1953. 日本でも報じられている (『毎日新聞』一九五三年七月六日付夕刊)。
- (63) “Statement of President Quirino for Tape Recording by CBS,” 6 July 1953, Folder 1, Box 124, Quirino Papers.
- (64) 一〇八名の内訳は、特赦による釈放者四九名と死刑から終身刑への減刑者五六名の計一〇五名に加え、再審査の結果、死刑から無罪となつて七月一日に釈放された峰尾静彦元海軍少佐、フィリピン国籍ゆえにフィリピンの国内裁判で裁かれ、有罪宣告を受けたが、七月四日に特赦・釈放された元通訳の上木関昌と梶山四郎の二名である (中川在外事務所長より岡崎外務大臣宛電報「戦犯■の釈放の件」一九五三年七月一日、同「比国戦犯帰国に関する件」七月一四日、同「戦犯引取に関する件」七月一五日。いずれも、前掲『フィリピンの部』第一巻)。
- (65) 中川在外事務所長より岡崎外務大臣宛電報「比島戦犯受刑者送還に関する件」一九五三年七月七日 (同前『フィリピンの部』第一巻)。衛藤初代『未黒野—衛藤利武追悼集』(私家版、一九八八年) 九三頁。
- (66) 大野勝巳在外事務所長より岡崎外務大臣宛電報 (第六四一号—第六四三号)「戦犯釈放に関する件」一九五三年二月二八日 (同前『フィリピンの部』第二巻)。恩赦令への署名は一九五三年二月二八日であった (『毎日新聞』一九五三年二月二九日付)。